

2024（令和6）年12月3日

## 大阪市水道局希望降任制度の拡大について

2023（令和5）年度から制度導入となった定年延長に伴い在職期間が長くなる一方、健康状態、育児や介護といった個人の事情を踏まえた職員のキャリアデザインやライフプランはさまざまであると想定されることから、職員本人の意思を尊重し、個人の能力と意欲に応じた任用を行うことにより、職員の勤務意欲の向上を図るとともに組織の新陳代謝を促進し組織を活性化することが求められているところです。

現在の所属統括制度要綱及び部門統括制度要綱においては、勤務成績や心身の故障等により職務を遂行できない場合に解任する制度や一旦退職して短時間勤務の再任用職員となる定年前再任用短時間勤務制度がありますが、本人の希望に基づく降任（希望降任）はこれまで規定されていませんでした。

本提案は、本人の希望に基づく降任を規定するものであり、職員本人が希望し、かつ局長が認めた場合には、3級職員（所属統括）から3級職員（部門統括）もしくは3級職員（所属統括及び部門統括）から2級職員への降任（別紙参考資料(2)参照）が可能となります。

これにより、組織の新陳代謝を促進し活性化するとともに、定年年齢が段階的に引き上げられていく中で、職員本人の意思を尊重し、ワークライフバランスを保ちながら働くことができる環境を整え、個人の能力と意欲に応じた任用を行うことにより職員の働く意欲の向上を図ることができると考えておりますので、ご協議いただきますようよろしくお願いいたします。

### 記

#### 1 主な改正内容

- |            |  |
|------------|--|
| ・対象職員      | 企業職給料表(2)3級の職務の級にある者   |
| ・降任する職の段階  | 別紙参考資料(2)のとおり  |
| ・申出方法      | 降任を希望する職員が降任申出書により、直属の上司を経由して、局長に申し出る。   |
| ・降任の決定及び時期 | 局長が本人の希望を尊重し、降任の適否について審査した上で決定する。降任の時期は、原則翌年度の定期人事異動日とする。  |
| ・給与の取り扱い   | 降任させた職員の給料の号給は、所属統括及び部門統括が、2級係員に降格した場合は、降格日の前日に受けていた号給の給料月額（降格日が4月1日の場合は、昇給後の号給の給料月額）と同じ額の給料月額の号給とする。ただし、同じ額の給料月額の場合、号給がないときは、直近下の額の給料月額の号給とする。<br>また、所属統括から部門統括に降任した場合は、降任日 |

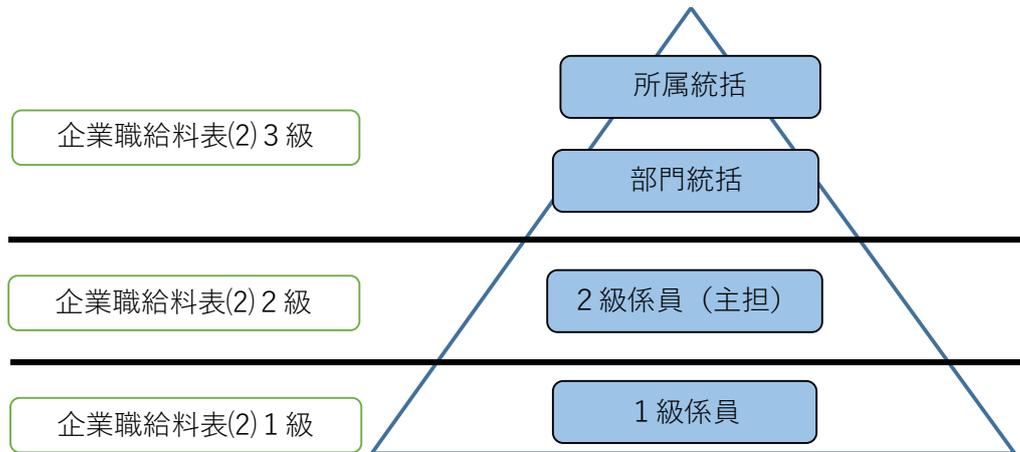
の前日に受けていた号給が、企業職給料表(2)3級60号給以上の場合は、部門統括の最高号給である企業職給料表(2)3級59号給とし、それ以外の場合は、降任日の前日に受けていた号給（降任日が4月1日の場合は59号給までは昇給後の号給）と同じ号給とする。

## 2 実施時期

2025(令和7)年4月1日

※2025(令和7)年度からの制度実施に向けて、2024(令和6年)年度中に職員周知を行う。

(1) 技能職員における現業管理体制図



(2) 大阪市水道局希望降任制度要綱改正後の降任する職の段階

現職	所属統括	部門統括
降任後		
部門統括	○	—
2級係員 (主担)	○	○
1級係員	—	—